

アーチェリー場基本使用料 ～令和8年3月31日まで

区分		金額					
		午前	午後	夜間	全日	延長	
		9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	9時～21時	8時30分～9時 12時～12時30分	21時を超える 30分につき
全部を利用するとき	平日	2,560	3,410	5,110	11,080	420	740
	土曜日、日曜日及び祝日	3,090	4,160	6,180	13,430	520	950
2分の1の面積を利用するとき	平日	1,590	2,120	3,190	6,900	310	520
	土曜日、日曜日及び祝日	1,910	2,560	3,830	8,300	310	630
個人で利用する場合		310	310	520	1,140	100	100

※市内に住所を有しない個人または市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、**基本料金の1.5倍**となります。

アーチェリー場基本使用料(改定後)令和8年4月1日～

区分		金額					
		午前	午後	夜間	全日	延長	
		9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	9時～21時	8時30分～9時 12時～12時30分	21時を超える 30分につき
全部を利用するとき	平日	3,840	5,110	7,660	16,610	630	1,110
	土曜日、日曜日及び祝日	4,630	6,240	9,270	20,140	780	1,420
2分の1の面積を利用するとき	平日	2,380	3,180	4,780	10,340	460	780
	土曜日、日曜日及び祝日	2,860	3,840	5,740	12,440	460	940
個人で利用する場合		460	460	780	1,700	150	150

※市内に住所を有しない個人または市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、**基本料金の1.5倍**となります。

アーチェリー場附属設備使用料 ～令和8年3月31日まで

区分		金額
放送設備	一式	1,050
手動式得点掲示器	一式	100
テント	1張	310
机	1脚	50
椅子	1個	20

アーチェリー場附属設備使用料(改定後)令和8年4月1日～

区分		金額
放送設備	一式	1,570
手動式得点掲示器	一式	150
テント	1張	460
机	1脚	70
椅子	1個	30
電源	1kw	300